

平成 29 年度第 2 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 平成29年 8 月18日（月）午後 2 時～午後 2 時40分

II 開催場所 県庁本館 6 階 大会議室 2

III 議事日程

1 開会

2 議事録署名人

3 議題

(1) 審議事項

スーパーセンタートライアル大田原店の新設届出について（大田原市）

(2) 報告事項

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

(3) その他

4 閉会

IV 出席者

〔委員〕 長田哲平、小高記美子、小白井敏明、佐々木真理子、白土陽子、福田康文、増田崇 以上 7 名

〔事務局〕 経営支援課 大橋課長、大森課長補佐（総括）、梁木副主幹（商業活性化担当）、吉浜主任、君島主事

大田原市 商工観光課 大豆生田係長、小山主査

V 議事の経過

午後 2 時、司会の梁木副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員 7 人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、有効に成立する旨報告があった。

会長から、議事録署名人として小白井委員と佐々木委員が指名され、議事に入った。

議題 1 審議事項の「スーパーセンタートライアル大田原店の新設届出について」（大田原市）について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 出入口④は荷さばき車両専用ではないのか。

事務局 : 荷さばき車両が中心となる出入口になると思うが、道路混雑時には一般車両も出入りできるようにしている。

委員 : 普段は荷さばき車両用の表示があるという理解でよいか。

事務局 : 表示はない。入りづらい、奥まっているということでそちらをメインに利用する人は少ないと認識している。

委員 : 紫塚交差点について、西側からの流入 B の左折／直進レーンは何かのはずみで渋滞を引き起こす可能性があるということを出店者や行政の方でも認識していただきたい。それ以外は特に流動計画などでは問題ないと思われる。

事務局 : 承知した。

委員 : 出入口①は店舗駐車場から道路に出る際、右折もできるのか。

事務局 : 出入口①は右折もできる。

- 委員 : 出入口②はできないのか。
- 事務局 : 出入口②はポストコーンで区切るため出入口付近からの右折での出店はできないような形をとっている。
- 委員 : 出入口①の右折での入出庫に注意されたい。特にE棟、D棟に店舗が入ったときには混雑する箇所と想定されるため、交錯に注意されたい。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 騒音については問題なし。荷さばきにかかる時間も10分程度で短時間であり、問題なし。予測地点Dで自動車走行音が基準値を超過しているが、自動車走行台数が312台であれば問題ない。無指定地域で保全対象がないため、特に予測評価を実施していないが、問題ないと考える。
- 委員 : 現在未定であるF棟について、医療とあるが病院等が入る場合には、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき建物の出入口に近い位置に身障者用の駐車場を設置されたい。
- 事務局 : 設置者に伝える。
- 委員 : 敷地境界で騒音が超過した場合は隣地境界側で測定し、さらに超過した場合は保全対象側で測定するというのは測定の仕方として一般的なのか。
- 事務局 : 一般的である。
- 委員 : 青少年に対する配慮について、今回案件の県内他店舗では青少年の万引き等が多いようである。店内の配置の関係で死角が多いことなどで起こりやすくなっていると考えられるので、巡回等配慮されたい。
- 事務局 : 設置者に伝える。
- 委員 : 出入口③について、メインの道路と区画の市道との交差点の検討というのは具体的にはやっていないのか。西側からの来店者が出入口③に入りやすく、右折する車両で渋滞が発生するのではないか。
- 事務局 : 道路管理者と設置者が協議はしている。
- 委員 : 右折レーンを作る検討はしないのか。状況を見て検討されたい。
- 事務局 : 承知した。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後2時40分に審議会は終了した。